

第23回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成21年11月26日（木） 13時30分～14時36分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本、大歳、大南、小笠原、北島、郷、佃の各委員
学内委員：浅原、岡本、越智、河本の各委員

列席者 上理事・副学長、山根理事・副学長、坂越副学長、春日監事、金田監事、
坂下学長補佐、香川副理事、上田副理事、藤岡副理事、西田副理事、松岡副理事、
児島副理事、高橋副理事、竹内学長支援グループリーダー、西村法学部長、
高田歯学部長、樺原総合科学研究科長、棚橋教育学研究科長、富岡社会科学研究科長、
出口理学研究科長、高萩先端物質科学研究科長（代理）、吉田工学研究科長（代理）、
江坂生物圏科学研究科長、池田国際協力研究科長、平野法務研究科長、
神谷原爆放射線医科学研究所長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

(開会)

浅原学長から、開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

(議事の1)

● 平成21年度補正予算について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙1）

◇ 本年度当初予算編成以降、収入の増、支出の減が見込まれ配分財源が生じること及び当初予算配分時には想定できなかった事由や早期に財源を確保し実施する必要のある事由が生じている。まず、今回増額する補正予算額は、45.24億円であり、当初予算(684.28億円)・前年度繰越(27.30億円)を合わせた補正後予算額は756.82億円となっている。

「収入の増」の内訳については、大学分(間接経費、財務収入等の増により1.12億円の増)、病院分(患者数の増等により9.43億円の増)、共通分(寄附金収入、補助金収入等の増により34.69億円の増)となっており、大学分については新規事業への活用財源として配分、病院分については診療経費として病院へ配分、共通分については各々の該当事項へ配分する予定である。また、「支出の減」については、人件費予算を9月末までの実績等に基づいて見直した結果、5.49億円減額でき、人件費の減額補正と大学分の収入増(1.12億円)とを合わせた6.61億円を新規事業に活用することとしている。

「支出補正予算」の事項内訳については、別紙1(P5)のとおりであり、病院分の内0.42億円については、大学全体での事業展開を図るため病院から供出することとし、全学を対象とした情報セキュリティ強化事業へ充てることとしている。

平成20年度決算において計上された剰余金については、現時点では文部科学大臣による繰越承認が得られていないが、承認後、大学分については教育研究環境整備積立金として全学的な教育研究環境の整備等に充て、病院分については診療環境整備積立金として整理することにしている。

さらに、平成21年度の大学全体での決算剰余金が生じた場合には、その使途を学生宿舎改修及びレジデントハウス新営経費の一部に充てることとしており、その際は、文部科学大臣に繰越申請する予定である。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成21年度補正予算を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- ・ 病院運営の効率的運営について
- ・ キャンパスにおける防犯対策について

(議事の2)

● 平成22年度予算編成方針等について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙2)

◇ 平成22年度は第二期中期目標期間の初年度であり、基盤的な教育研究経費の確保、効率化減への対応及び学生支援、教育研究拠点の形成のための戦略的な活用財源を引き続き確保する必要があること等を念頭に置き、現段階での状況及び学内からの意見等を踏まえ、第二期中期目標・中期計画を着実に実施していくための予算編成方針等案を作成した。

まず、現段階（8月末文部科学省から財務省へ提出）での運営費交付金概算要求総額は275.9億円であり、この要求額には効率化係数（対前年度△1%）は盛り込まれていない。しかし、学内予算を編成する上では、少なくとも現在の運営費交付金算定基準に基づき、△1%の効率化を反映させた形で予算を編成する。但し、「教育研究基盤経費（大学院教育費積算分）」及び「学士課程基盤教育費」には△1%の効率化を反映せずに、「その他」の経費に原則として効率化係数（対前年度△1.5%）を反映し、「診療経費」については、病院の収入予算の範囲内で人件費も含めて、病院において決定することとしている。

従来の予算編成方針を踏襲しつつも、大きく変更している点は、大学全体での電子ジャーナル経費の維持、現行の間接経費相当額の配分割合を見直し（部局長裁量経費50%→35%，大学共通50%→65%（割合増分の15%は電子ジャーナル経費、外部資金事業推進支援及び継続支援等に活用））、光熱水料等予算を部局予算として配分（部局の節約分がよりストレートにインセンティブとして働くように工夫）している点である。

また、学生納付金については、標準額をもって、本学の学生納付金の額としており、政府予算案において標準額が改定された場合には、その時点において改めて検討し、さらに、授業料免除枠についても、年末の予算編成過程で確定した場合は、免除率の上限を変更することとしている。

人件費の予算配分については、平成21年度当初予算額から平成22年度効率化減相当額を控除した額を予算額としており、常勤人件費は212.9億円（対前年度△1.1億円）、非常勤人件費8.6億円（対前年度△0.1億円）を設定している。

最後に、今後のスケジュールについて、本日審議後、12月末に予定されている政府予算案の内容を受け今回の予算編成方針に則り編成作業に着手し、次々回（3月18日開催）の経営協議会において、平成22年度当初予算案を審議する予定としている。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成22年度予算編成方針等を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- ・ 電子ジャーナル経費について
- ・ 第二期中期目標期間における国からの新たな枠組みについて

(議事の3)

● 職員給与規則の改正について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当），別紙3)

◇ 平成21年8月11日付け人事院勧告を参考として、現下の経済社会情勢等に鑑みたものであること、本学が国からの運営費交付金を運営財源の一部とする公的機関であること、そして社会に対する説明責任を有すること等の諸事情を総合的に勘案の上、「給与制度の改正に関する基

本的な考え方」を踏まえ、本学職員に支給する本給、期末勤勉手当等について社会一般の常識に適合したものとなるよう給与制度の改正を行うものである。国家公務員の改正給与法が11月30日に成立することを前提に、12月1日から施行したい。

主な内容については、月例給の引下げ（若年者層を中心とした一部の号俸除く）、期末・勤勉手当の引下げ、自宅に係る住居手当の廃止である。なお、人事院勧告において医療職（一）の月例給を引き下げない点を考慮し、現在「病院において診療に従事する医師若しくは歯科医師」に支給している職務付加手当を増額することとしており、また、労基法の適用を受け、不利益不遡及の観点から、4月に遡及せず12月1日からの適用としている。

また、勤勉手当支給月数のうち、これまでどおり0.015月分を優秀者の選考者数の拡大の財源に充て、勤務状況に応じ、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない職員」といった評価に基づく反映を行うこととしている。

関連して「契約職員」及び「非常勤職員」については、雇用契約期間中であるため、改正は行わない。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり職員給与規則の改正を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- 期末・勤勉手当における優秀者等への配慮について

（議事の4）

● 役員報酬規則の改正について

- I 役員報酬規則の改正について（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙4）
- ◇ 平成21年8月11日付け人事院勧告を参考として、現下の経済社会情勢等に鑑みたものであること、本学が国からの運営費交付金を運営財源の一部とする公的機関であること、そして社会に対する説明責任を有すること等の諸事情を総合的に勘案の上、「給与制度の改正に関する基本的な考え方」を踏まえ、本学役員に支給する本給、期末特別手当について社会一般の常識に適合したものとなるよう給与制度の改正を行うものである。国家公務員の改正給与法が11月30日に成立することを前提に12月1日から施行したい。

主な内容については、本給の引下げ、期末特別手当の引下げである。なお、期末特別手当については、国家公務員の給与法の内容を参考に、平成22年6月期以降、期末手当及び勤勉手当に改編する予定である。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり役員報酬規則の改正を承認し、役員会へ付議することとした。

- II 平成21年12月期期末特別手当の支給額について（浅原学長提案、説明、別紙4）
- ◇ 役員の期末特別手当（賞与）については、「役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で支給額を増減させる（役員報酬規則 第7条）」ことができるうことになっている。役員に支給する平成21年12月期の期末特別手当について、増減が必要かどうか審議頂きたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、平成21年12月期の期末特別手当については、規則第7条第5項の規定に基づく増減は行わないこととした。

なお、意見交換の内容は次のとおりであった。

- 今期の年度計画の達成状況等について

(報告の 1)

● 所定労働時間の短縮について

(河本理事 (財務・総務担当) 報告, 資料 1)

- ◇ 所定労働時間の短縮(1 日 : 8 時間→7 時間 45 分, 1 週 : 40 時間→38 時間 45 分) については、昨年の人事院勧告により、平成 21 年 4 月から国家公務員では運用されているが、本学においては、衆議院附帯決議 (サービス水準の維持、コスト増加の回避) 等を踏まえ、平成 21 年 4 月からの実施は見送っていた。

その後、平成 21 年度途中からの導入を検討した結果、平成 22 年 1 月から、附属学校教員を除き、制度を導入する方向で、現在、教職員組合との団体交渉及び各事業場の職員代表からの意見聴取を行っている。なお、附属学校教員については、平成 22 年度からの導入に向けて、現在、鋭意調整中である。

(報告の 2)

● 平成 22 年度以降の教員の人員配分の基本方針について

(河本理事 (財務・総務担当) 報告, 資料 2)

- ◇ 平成 22 年度以降の教員の人員配分については、全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理を行うとともに戦略的な学内資源配分を行うため、員数方式から金額方式への見直しを行う。具体的には、各部局における教員の人事費管理について員数方式から金額方式 (職名ごとの平均人件費を利用したポイント制) への見直しを行い、平成 22 年度の各部局へのポイント配分については、平成 21 年度の配分人員 (定員) をポイント換算した数と平成 21 年度全学調整分のうち部局基礎分への組み替え分をポイント換算した数の合計を部局基礎分ということで配分したい。

また、病院については、ポイント制よりも詳細な人件費管理を行っているため、当面これまで通りの運用とし、練習船及び附属学校についてもこれまで通りの員数方式による運用とする。

なお、センター群については、組織及び業務全般の見直しを行った上で人員の再配置を行うこととしている。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- 員数方式から金額方式 (ポイント制) への見直しのメリットについて
- ポイント制を活用した戦略的人員配置について

(報告の 3)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料 3)

- ◇ 広島大学経営協議会 (第 11 回～第 22 回) において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

(その他)

次回以降の開催日について

第24回 平成22年 1 月 21 日 (木) 13:30～15:00

第25回 平成22年 3 月 18 日 (木) 13:30～15:00

以上